

北陸介護ステーション株式会社 定款

令和2年5月7日 作 成

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、北陸介護ステーション株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護保険法に基づく訪問介護事業及び居宅介護支援事業
2. 旅客自動車運送事業
3. 自家用自動車有償運送事業
4. 特定保健指導
5. 前各号に附帯する一切の業務
6. 福祉用具販売及び相談支援事業所
7. 介護保険に基づく地域密着型サービス事業
8. サービス付き高齢者住宅の運営
9. 有料老人ホームの運営
10. 在宅配食サービス事業
- 11 前各号に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を富山県富山市に置く。

(機関)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、200株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の決定により、2週間前までに公告して基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長及び決議の方法)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

- 2 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印又は電子署名する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(資格)

第21条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第22条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

第24条 当社の取締役が2人以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

- 2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は登録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額等)

第28条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額、発行する株式の総数及びその発行価格は次のとおりである。

出資される財産の最低額	金250万円
発行する株式の総数	50株
発行価格	1株につき金5万円

(最初の事業年度)

第29条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成22年1月31日までとする。

(設立時の役員)

第30条 当会社の設立時取締役、代表取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 尾山 千鶴子

富山県富山市本郷町262番地13

設立時代表取締役 尾山 千鶴子

(発起人の氏名及び住所)

第31条 当会社の発起人の氏名及び住所は、次のとおりである。

富山県富山市262番地13

尾山 千鶴子

(定款に定めのない事項)

第32条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

本定款は、当社の現行定款に相違ありません。

令和2年 5 月 7 日

富山市堀川町8番地
北陸介護ステーション株式会社
代表取締役 尾山 千鶴子